



公告

昭和51年10月28日付け公告（三才山トンネル有料道路の料金の額等について）、昭和53年9月28日付け公告（新和田トンネル有料道路の料金の額等について）、昭和63年8月25日付け公告（平井寺トンネル有料道路の料金の額等について）、平成7年2月13日付け公告（白馬長野有料道路の料金の額等について）、平成7年3月13日付け公告（志賀中野有料道路の料金の額等について）及び平成8年12月19日付け公告（新長野大橋有料道路の料金の額等について）に定める有料道路の額（これらの公告中備考の部分を除く。）を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

長野県道路公社理事長 和田 恭 良

1 三才山トンネル有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定 義
普通車	三才山区間 510円	100回券 40,800円 60回券 25,500円 11回券 5,100円	イ 小型自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ヨに該当するものを除く。）
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	松本区間 310円		ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、カ又はタに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	三才山区間 580円	100回券 46,400円 60回券 29,000円 11回券 5,800円	ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条に規定する普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	松本区間 310円		ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	三才山区間 830円	100回券 66,400円 60回券 41,500円 11回券 8,300円	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ホに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に
	松本区間 460円			

				係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	三才山区間 1,460円	100回券 116,800円 60回券 73,000円 11回券 14,600円	ヌ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。)
	松本区間 860円		ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。)
			ワ 連結車両(その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。)
軽自動車等	三才山区間 410円	100回券 32,800円 60回券 20,500円 11回券 4,100円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
	松本区間 260円		ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	三才山区間 50円		レ 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
	松本区間 30円		ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

2 新和田トンネル有料道路

車種区分	普通通行券(1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	620円	100回券 49,600円 60回券 31,000円 11回券 6,200円	イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ヨに該当するものを除く。)
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	720円	100回券 57,600円 60回券 36,000円 11回券 7,200円	ニ 乗合型自動車(乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
			ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
	1,030円	100回券 82,400円 60回券 51,500円 11回券 10,300円	ト 普通貨物自動車(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(ホに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許

大型車			以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの	可の手續等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車と連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	1,700円	100回券 136,000円 60回券 85,000円 11回券 17,000円	ヌ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。)
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。)
			ワ 連結車両(その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。)
軽自動車等	510円	100回券 40,800円 60回券 25,500円 11回券 5,100円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	50円		レ 自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

3 平井寺トンネル有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	210円	100回券 16,800円 60回券 10,500円 11回券 2,100円	イ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
			ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
			ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ロに該当するものを除く。)
			ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車と連結していないセミトレーラ型トラクタ(2車軸)

			未満で3車軸以下)	
			ト 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
			チ けん引自動車が普通車 (普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車 (I)	330円	100回券 26,400円 60回券 16,500円 11回券 3,300円	リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(へに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續き等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ型トラクタ(3車軸)
			ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以下のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車 (II)	760円	100回券 60,800円 60回券 38,000円 11回券 7,600円	ヲ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(リに該当するものを除く。)
			ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			カ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
			ヨ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)
軽車両等	20円		タ 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			レ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ソ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

4 志賀中野有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	310円		イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ヨに該当するものを除く。)
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの

			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	310円		ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
			ヘ けん引自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車	460円		ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(ホに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車等普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	860円		ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。)
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。)
			ワ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。)
軽自動車等	260円		カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	30円		レ 自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

5 白馬長野有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	210円	100回券 16,800円 60回券 10,500円 11回券 2,100円	イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ヨに該当するものを除く。）
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	210円	100回券 16,800円 60回券 10,500円 11回券 2,100円	ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
			ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びビイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	310円	100回券 24,800円 60回券 15,500円 11回券 3,100円	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ホに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	570円	100回券 45,600円 60回券 28,500円 11回券 5,700円	ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（トに該当するものを除く。）
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（チに該当するものを除く。）
			ワ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。）

軽自動車等	150円	100回券 12,000円 60回券 7,500円 11回券 1,500円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	20円		レ 自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

6 五輪大橋有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定 義
普通車	150円		イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ヨに該当するものを除く。)
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	150円		ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
			ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車	260円		ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(ホに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両

特大車	410円		ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。)
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。)
			ワ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。)
軽自動車等	100円	100回券 8,000円 60回券 5,000円 11回券 1,000円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	20円		レ 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

道路建設課